

阿賀野市規則第 3 9 号

阿賀野市技能労務会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市技能労務会計年度任用職員の給与に関する規則（令和 2 年阿賀野市規則第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

調理員（資格なし）	1	1 3
調理員（資格あり）	1	2 1
調理員（資格あり 正職代替）	1	2 5
単純労務作業員（農園作業員等）	1	1 3
電話交換手	1	1 3

」

を

「

調理員（資格なし）	1	1 5
調理員（資格あり）	1	2 1
調理員（資格あり 正職代替）	1	2 5
単純労務作業員（農園作業員等）	1	1 5
電話交換手	1	1 5

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の阿賀野市技能労務会計年度任用職員の給与に関する規則の規定は、令和 4 年 1 0 月 1 日から適用する。